

# 福岡県勤労者共済会会則

<p>(名称) 第1条 この会は、福岡県勤労者共済会（以下、「共済会」という）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この会の事務所を福岡県福岡市に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この会は、会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的、文化的地位の向上をはかることを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1.九州労働金庫加入による金融機能の利用 2.会員への福祉金融情報の還元 3.教宣活動 4.その他、この会の目的達成のために必要な活動</p> <p>(構成) 第5条 この会は、福岡県内に居住、または福岡県内の企業等に働く勤労者および勤労者に準ずる者（福岡県内に居住・勤務しようとする予定者を含む）を会員として構成する。ただし、福岡県内以外の者についても、共済会加入に関して相当の事由があると役員会が判断した者については、会員とすることができる。</p> <p>(入会・異動) 第6条 この会への入会手続き、入会後の本人属性の変更があった場合の手続きは次のとおりとする。 1. この会に加入するときは、共済会または受付事務の代行を行う労働金庫において、所定の加入申込書に必要事項を記載し労働金庫を通じて共済会事務局に提出し申込むものとする。 2. この会に入会后、氏名・住所・勤務先・雇用形態等に変更が生じた場合は、その内容を事務局に通知するものとする。</p> <p>(退会) 第7条 この会を退会するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。ただし、死亡、除名の場合は、それと同時に資格を失うものとする。また、会員加入更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会の扱いとする。なお、共済会の会員として、共済会または勤労者福祉事業体に対する債務その他がある場合は、これを履行した後でなければならない。</p> <p>(機関) 第8条 この会に次の機関を設ける。 1.総代会 2.役員会</p> <p>(代議員) 第9条 総代会の代議員は、労働金庫営業店エリアの地区単位に会員から1名選出する。なお、代議員の選出方法は別途定めるものとする。</p> <p>(総代会) 第10条 総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。 1.会則の改定 2.活動方針の策定 3.予算、決算の承認 4.役員を選出 5.その他重要事項  なお、第4項役員を選出については、労働団体、労福協、労働福祉事業体の各代表者ならびに会員の中から役員会の推薦する若干名を総代会でもって選出を行う。ただし、労働金庫役員は役員となることのできないものとする。</p> <p>(総代会の開催) 第11条 1.総代会は隔年開催とし、その年の8月までに会長が招集する。 2.総代会は特段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき会長が招集する。</p>	<p>(総代会の成立および議決要件) 第12条 1.総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決権の過半数をもって決定する。 2.役員または会員が総代会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたとき、その提案は可決する旨の総会決議があったものとみなす。</p> <p>(役員会) 第13条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項実施の会務を執行行うものとする。</p> <p>(役員会の開催) 第14条 役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。</p> <p>(役員会の成立および議決要件) 第15条 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、その過半数の議決をもって決定する。</p> <p>(役員) 第16条 この会に次の役員を置く。 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 事務局長 1名 4. 幹事 若干名 5. 会計監査 2名</p> <p>(役員の仕事) 第17条 役員の仕事は、次の通りとする。 1. 会長は、この会を代表し業務を統括する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。 3. 事務局長は、会長の命を受け業務の執行に当たる。 4. 幹事は、業務運営事項を決議する。 5. 会計監査は、年1回帳簿・確証等を精査し業務執行状況を監査する。</p> <p>(役員任期) 第18条 役員任期は2年とするが、再選は妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(経費) 第19条 この会の経費は、寄付金等をもってこれに充てる。</p> <p>(会費) 第20条 この会の会費は徴求しない。</p> <p>(会計年度) 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わるものとする。</p> <p>(労働金庫利用) 第22条 この会の事業に定める九州労働金庫加入による金融機能の利用について、次のように定める。 1. 預金・融資等の申込利用にあたっては、金庫所定の手続きに従うものとする。 2. 会員の融資申込における共済会承認印は不要とする。</p> <p>(施行) この会則は2003平成15年6月1日から施行する。  2004（平成16）年6月1日改定 2004（平成16）年8月12日改定 2014（平成26）年9月16日改定 2018（平成30）年8月21日改定 2020（令和3）年8月28日改定</p> <p>(附則) ＜総代会代議員選出規程＞ 本規程は、福岡県勤労者共済会会則第9条に規定する総代会の代議員の選出方法について定めるものとする。 1. 代議員は、候補者の中から、各地区の会員、労働団体、労福協、労働福祉団体の代表者の協議によって選出する。 2. 代議員の任期は2年とするが、再選は妨げないものとする。</p>
---	--

# 佐賀県勤労者共済会会則

<p>(名称) 第1条 この会は、佐賀県勤労者共済会（以下「共済会」という）と称する。</p>	<p>(総代会の成立および議決要件) 第12条 総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決権の過半数をもって決定する。</p>
<p>(事務所) 第2条 この会の事務所を佐賀県佐賀市に置く。</p>	<p>(役員会) 第13条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項実施の会務を執り行うものとする。</p>
<p>(目的) 第3条 この会は、会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的、文化的地位向上をはかることを目的とする。</p>	<p>(役員会の開催) 第14条 役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。</p>
<p>(事業) 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1. 九州労働金庫加入による金融機能の利用 2. 九州労働金庫および全労済などの金融・共済事業の利用促進、福祉事業団体の利用促進や普及活動 3. 同じ目的を持つ（一社）佐賀県労働者福祉協議会と連携した事業活動 4. その他、この会の目的達成のために必要な活動</p>	<p>(役員会の成立および議決要件) 第15条 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、その過半数の議決をもって決定する。</p>
<p>(構成) 第5条 この会は、佐賀県内に居住、または佐賀県内の企業等に働く勤労者および勤労者に準ずる者（佐賀県内に居住・勤務しようとする予定者を含む）を会員として構成する。ただし、佐賀県内以外の者についても、共済会加入に関して相当の事由があると役員会が判断した者については、会員とすることができる。</p>	<p>(役員) 第16条 この会に次の役員をおく。 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 事務局長 1名 4. 事務局次長 1名 5. 会計監査 2名</p>
<p>(入会・異動) 第6条 この会への入会手続き、入会後の本人属性の変更があった場合の手続きは次のとおりとする。 1. この会に加入するときは、共済会または受付事務の代行を行う労働金庫において、所定の加入申込書に必要事項を記載し労働金庫を通じて共済会事務局に申込みものとする。 2. この会に入会后、氏名・住所・勤務先・雇用形態等に変更が生じた場合は、その内容を事務局に通知するものとする。</p>	<p>(役員の仕事) 第17条 役員の仕事は、次の通りとする。 1. 会長はこの会を代表し、業務を統轄する。 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。 3. 事務局長および事務局次長は、会長の命を受け業務の遂行に当たる。 4. 会計監査は、年1回帳簿、確証等を精査し業務状況を監査する。</p>
<p>(退会) 第7条 この会を退会するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。ただし、死亡、除名の場合は、それと同時に資格を失うものとする。また、会員加入更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会の扱いとする。なお、共済会の会員として、共済会または労働者福祉事業団に対する債務その他の義務がある場合は、これを履行した後でなければならない。</p>	<p>(役員任期) 第18条 役員任期は2年とするが、再選は妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(機関) 第8条 この会に次の機関を設ける。 1. 総代会 2. 役員会</p>	<p>(経費) 第19条 この会の経費は、寄付金等をもってこれに充てる。</p>
<p>(代議員) 第9条 総代会の代議員は、労働金庫営業部店エリアの地区単位に会員から1名選出する。なお、代議員の選出方法は別途定めるものとする。</p>	<p>(会費) 第20条 この会の会費は徴求しない。</p>
<p>(総代会) 第10条 総代会は、この会の最高議決機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。 1. 会則の改定 2. 活動方針の策定 3. 予算、決算の承認 4. 役員選出 5. その他重要事項  なお、第4項役員選出については、労働団体、労福協、労働福祉事業体の各代表者ならびに会員の中から総代会の推薦する若干名をもって選出を行う。ただし、労働金庫役員は役員となることのできないものとする。</p>	<p>(会計年度) 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わるものとする。</p>
<p>(総代会の開催) 第11条 総代会は隔年開催とし、その年の8月までに会長が招集する。</p>	<p>(労働金庫利用) 第22条 この会の事業に定める九州労働金庫加入による金融機能の利用について次のように定める。 1. 預金・融資等の申込利用にあたっては、金庫所定の手続きに従うものとする。 2. 会員の融資申込における共済会承認は不要とする。</p>
	<p>(施行) この会則は2003年8月1日から施行する。 2004年2月5日改定 2004年7月30日改定 2014年8月22日改定 2018年8月23日改定</p>
	<p>(附則) &lt;総代会と代議員選出規程&gt; 本規程は佐賀県勤労者共済会会則第9条に規程する総代会の代議員の選出方法について定めるものとする。 1. 代議員は、候補者の中から、各地区の会員、労働団体、労福協、労働福祉団体の代表者の協議によって選出する。 2. 代議員の任期は2年とするが、再選は妨げないものとする。</p>

## 長崎県勤労者互助会会則

<p>(名称) 第1条</p>	<p>この会は、長崎県勤労者互助会（以下「互助会」という）と称する。</p>	<p>(役員会) 第13条</p>	<p>役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項の会務を執り行うものとする。</p>
<p>(事務所) 第2条</p>	<p>この会の事務所を長崎県労働者福祉協議会事務局に置く。</p>	<p>(役員会の開催) 第14条</p>	<p>役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員の方の2以上から請求があったとき、会長が招集する。</p>
<p>(目的) 第3条</p>	<p>この会は、会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的・文化的地位の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(役員会の成立および議決要件) 第15条</p>	<p>役員会は、役員の方の2分の1以上の出席をもって成立し、その過半数の議決をもって決定する。</p>
<p>(事業) 第4条</p>	<p>この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1.九州労働金庫加入による金融機能の利用 2.会員への福祉金融情報の還元 3.教宣活動 4.その他、この会の目的達成のために必要な活動</p>	<p>(役員) 第16条</p>	<p>この会に次の役員をおく。 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 事務局長 1名 4. 事務局次長 1名 5. 会計監査 2名</p>
<p>(構成) 第5条</p>	<p>この会は、長崎県内に居住、または長崎県内の企業等に働く勤労者および勤労者に準じる者（長崎県内に居住・勤務しようとする予定者を含む）を会員として構成する。ただし、長崎県内以外の者についても、互助会加入に関して相当の事由があると役員会が判断した者については、会員とすることができる。</p>	<p>(役員の仕事) 第17条</p>	<p>役員の仕事は、次の通りとする。 1. 会長はこの会を代表し、業務を統括する。 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。 3. 事務局長および事務局次長は、会長の命を受け業務の執行に当たる。 4. 会計監査は、年1回帳簿・確証等を精査し業務状況を監査する。</p>
<p>(入会・異動) 第6条</p>	<p>1. この会に加入するときは、互助会または受付事務の代行を行う労働金庫において、所定の加入申込書に必要事項を記載し労働金庫を通じて互助会事務局に申込むものとする。 2. この会に入会后、氏名・住所・勤務先・雇用形態等に変更が生じた場合は、その内容を事務局に通知するものとする。</p>	<p>(役員の仕事) 第18条</p>	<p>役員の仕事は2年とするが、再選は妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(退会) 第7条</p>	<p>この会を退会するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。ただし、死亡、除名の場合は、それと同時に資格を失うものとする。また、会員加入更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会の扱いとする。なお、互助会の会員として、互助会または労働者福祉事業団に対する債務その他の義務がある場合は、これを履行した後でなければならない。</p>	<p>(経費) 第19条</p>	<p>この会の経費は、寄付金等をもってこれに充てる。</p>
<p>(機関) 第8条</p>	<p>この会に次の機関を設ける。 1. 総代会 2. 役員会</p>	<p>(会費) 第20条</p>	<p>この会の会費は徴求しない。</p>
<p>(代議員) 第9条</p>	<p>総代会の代議員は、労働金庫営業部店エリアの地区単位に、会員から1名選出する。なお、代議員の選出方法は別途定めるものとする。</p>	<p>(会計年度) 第21条</p>	<p>この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わるものとする。</p>
<p>(総代会) 第10条</p>	<p>総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。 1. 会則の改定 2. 活動方針の策定 3. 予算、決算の承認 4. 役員を選出 5. その他重要事項 なお、第4項役員を選出については、労働団体、労福協、労働福祉事業体の各代表者ならびに会員の中から総代会の推薦する若干名をもって選出を行う。ただし、労働金庫役職員は役員となることできない。</p>	<p>(労働金庫利用) 第22条</p>	<p>この会の事業に定める九州労働金庫加入による金融機能の利用について次のように定める。 1. 預金・融資等の申込利用にあたっては、金庫所定の手続きに従うものとする。 2. 会員の融資申込における互助会承認印は不要とする。</p>
<p>(総代会の開催) 第11条</p>	<p>総代会は隔年開催とし、その年の8月までに会長が招集する。</p>	<p>(施行) この会則は2003年（平成15年）7月1日から施行する。 この会則は2004年（平成16年）12月21日に改定する。 この会則は2012年（平成24年）10月24日に改定する。 この会則は2014年（平成26年）8月21日に改定する。 この会則は2017年（平成30年）7月20日に改定する。</p>	<p>(附則) &lt; 総代会と代議員選出規程 &gt; 本規程は長崎県勤労者互助会会則第9条に規程する総代会の代議員の選出方法について定めるものとする。 1. 代議員は、候補者の中から、各地区の会員、労働団体、労福協、労働福祉団体の代表者の協議によって選出する。 2. 代議員の仕事は2年とするが、再選は妨げないものとする。</p>
<p>(総代会の成立および議決要件) 第12条</p>	<p>総代会は、代議員の方の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決権の過半数をもって決定する。</p>		

# 熊本県勤労者互助会会則

<p>(名称) 第1条 この会は、熊本県勤労者互助会（以下「互助会」という）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この会の事務所を熊本市に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この会は、会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的、文化的地位の向上をはかることを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1.九州労働金庫加入による金融機能の利用 2.会員への福祉金融情報の還元 3.教宣活動 4.その他、この会の目的達成のために必要な活動</p> <p>(構成) 第5条 この会は、熊本県内に居住、または熊本県内の企業等に働く勤労者および勤労者に準ずる者（熊本県内に居住・勤務しようとする予定者を含む）を会員として構成する。ただし、熊本県内以外の者についても、互助会加入に関して相当の事由があると役員会が判断した者については、会員とすることができる。</p> <p>(入会・異動) 第6条 この会への入会手続き、入会後の本人属性の変更があった場合の手続きは次のとおりとする。 1. この会に加入するときは、互助会または受付事務の代行を行う労働金庫において、所定の加入申込書に必要事項を記載し労働金庫を通じて互助会事務局に提出し申込むものとする。 2. この会に入会后、氏名・住所・勤務先・雇用形態等に変更が生じた場合は、その内容を事務局に通知するものとする。</p> <p>(退会) 第7条 この会を脱退するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。ただし、死亡、除名の場合は、それと同時に資格を失うものとする。また、会員加入更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会の扱いとする。なお、互助会の会員として、互助会または労働者福祉事業体に対する債務その他の義務がある場合は、これを履行した後でなければならない。</p> <p>(機関) 第8条 この会に次の機関を設ける。 1.総代会 2.役員会</p> <p>(代議員) 第9条 総代会の代議員は、労働金庫営業店エリアの地区単位に会員から1名選出する。なお、代議員の選出方法は別途定めるものとする。</p> <p>(総代会) 第10条 総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。 1.会則の改定 2.活動方針の策定 3.予算、決算の承認 4.役員を選出 5.その他重要事項  なお、第4項役員を選出については、労働団体、労福協、労働福祉事業体の各代表者ならびに会員の中から総代会の推薦する若干名をもって選出を行う。ただし、労働金庫役職員は役員となることのできないものとする。</p> <p>(総代会の開催) 第11条 総代会は隔年開催とし、その年の8月までに会長が招集する。</p> <p>(総代会の成立および議決要件) 第12条 総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決権の過半数をもって決定する。</p>	<p>(役員会) 第13条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項実施の会務を執り行うものとする。</p> <p>(役員会の開催) 第14条 役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。</p> <p>(役員会の成立および議決要件) 第15条 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、その過半数の議決をもって決定する。</p> <p>(役員) 第16条 この会に次の役員を置く。 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 事務局長 1名 4. 事務局次長 1名 5. 会計監査 2名</p> <p>(役員の仕事) 第17条 役員の仕事は、次の通りとする。 1. 会長はこの会を代表し業務を統轄する。 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。 3. 事務局長および事務局次長は、会長の命を受け業務の執行にあたる。 4. 会計監査は、年1回帳簿、確証等を精査し業務執行状況を監査する。</p> <p>(役員任期) 第18条 役員任期は2年とするが、再選は妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(経費) 第19条 この会の経費は、寄付金等をもってこれに充てる。</p> <p>(会費) 第20条 この会の会費は徴求しない。</p> <p>(会計年度) 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わるものとする。</p> <p>(労働金庫利用) 第22条 この会の事業に定める九州労働金庫加入による金融機能の利用について次のように定める。 1. 預金・融資等の申込利用にあたっては、金庫所定の手続きに従うものとする。 2. 会員の融資申込における共済会承認は不要とする。</p> <p>(施行) この会則は昭和49年4月18日から施行する。 この会則は昭和61年5月12日改定する。 この会則は平成5年1月20日改定する。 この会則は平成5年9月10日改定する。 この会則は平成10年6月26日改定する。 この会則は平成15年10月27日改定する。 この会則は平成16年4月1日改定する。 この会則は平成16年8月1日改定する。 この会則は平成24年9月8日改定する。 この会則は平成26年9月13日改定する。 この会則は平成30年8月22日改定する。</p> <p>(附則) ＜総代会代議員選出規定＞ 本規定は、熊本県勤労者互助会会則第9条に規程する総代会の代議員の選出方法について定めるものとする。 1. 代議員は、候補者の中から、各地区の会員、労働団体、労福協、労働福祉団体の代表者の協議によって選出する。 2. 代議員任期は2年とするが、再選は妨げないものとする。 3. 役員に選出された代議員の地区は、別途、代議員を1名選出する。</p>
---	--

# 大分県勤労者共済会会則

<p>(名称) 第1条 この会は、大分県勤労者共済会（以下「共済会」という）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この会の事務所を大分県大分市に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この会は、会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的、文化的地位の向上をはかることを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1.九州労働金庫加入による金融機能の利用 2.会員への福祉金融情報の還元 3.福利共済活動として、大分県労働者福祉協議会の定める福祉事業団体の教宣活動および利用促進 4.その他、この会の目的達成のために必要な活動</p> <p>(構成) 第5条 この会は、大分県内に居住、または大分県内の企業等に働く勤労者および勤労者に準ずる者（大分県内に居住・勤務しようとする予定者を含む）を会員として構成する。ただし、大分県内以外の者についても、共済会加入に関して相当の事由があると役員会が判断した者については、会員とすることができる。</p> <p>(入会・異動) 第6条 この会への入会手続き、入会後の本人属性の変更があった場合の手続きは次のとおりとする。 1.この会に加入するときは、共済会または受付事務の代行を行う労働金庫において、所定の加入申込書に必要事項を記載し労働金庫を通じて、共済会事務局に申込みものとする。 2.この会の入会后、氏名・住所・勤務先・雇用形態等に変更が生じた場合は、その内容を事務局に通知するものとする。</p> <p>(退会) 第7条 この会を退会するときは、脱会届を事務局に提出するものとする。ただし、死亡、除名の場合は、それと同時に資格を失うものとする。また、会員加入更新手続きを行わなかった場合は、自動退会の扱いとする。なお、共済会の会員として、共済会または労働者福祉事業体に対する債務その他の義務がある場合は、これを履行した後でなければならない。</p> <p>(機関) 第8条 この会に次の機関を設ける。 1.総代会 2.役員会</p> <p>(代議員) 第9条 総代会の代議員は、労働金庫営業店エリアの地区単位に会員から1名選出する。なお、代議員の選出方法は別途定めるものとする。</p> <p>(総代会) 第10条 総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。 1.会則の改定 2.活動方針の策定 3.予算、決算の承認 4.役員を選出 5.その他重要事項  なお、第4項役員を選出については、労働団体、労福協、労働福祉事業体の各代表者ならびに会員の中から総代会の推薦する若干名をもって選出を行う。ただし、労働金庫役職員は役員となることのできないものとする。</p> <p>(総代会の開催) 第11条 総代会は隔年開催とし、その年の8月までに会長が招集する。</p> <p>(総代会の成立および議決要件) 第12条 総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決権の過半数をもって決定する。</p>	<p>(役員会) 第13条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項実施の会務を執り行うものとする。</p> <p>(役員会の開催) 第14条 役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。</p> <p>(役員会の成立および議決要件) 第15条 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、その過半数の議決をもって決定する。</p> <p>(役員) 第16条 この会に次の役員を置く。 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 事務局長 1名 4. 事務局次長 1名 5. 監事 2名</p> <p>(役員の仕事) 第17条 役員の仕事は、次の通りとする。 1. 会長はこの会を代表し、業務を統轄する。 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。 3. 事務局長および事務局次長は、会長の命を受け業務の執行に当たる。 4. 監事は、年1回帳簿、確証等を精査し業務執行状況を監査する。</p> <p>(役員任期) 第18条 役員任期は2年とするが、再選は妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(経費) 第19条 この会の経費は、寄付金等をもってこれに充てる。</p> <p>(会費) 第20条 この会の会費は徴求しない。</p> <p>(会計年度) 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わるものとする。</p> <p>(労働金庫利用) 第22条 この会の事業に定める九州労働金庫加入による金融機能の利用について次のように定める。 1. 預金・融資等の申込利用にあたっては、金庫所定の手続きに従うものとする。 2. 会員の融資申込における共済会承認印は不要とする。</p> <p>(雇用形態の変更) 第23条 雇用形態の変更があった場合は、共済会へ通知するものとする。</p> <p>(施行) この会則は平成15年8月1日から施行する。 平成15年11月10日改定 平成16年8月3日改定 平成26年8月28日改定 平成28年7月25日改定 平成30年6月22日改定 令和2年8月31日改定</p> <p>(附則) &lt;総代会代議員選出規定&gt; 本規定は大分県勤労者共済会会則第9条に規程する総代会の代議員の選出方法について定めるものとする。 1. 代議員は、候補者の中から、各地区の会員、労働団体、労福協、労働福祉団体の代表者の協議によって選出する。 2. 代議員の任期は2年とするが、再選は妨げないものとする。</p>
---	--

# 宮崎県勤労者共済会会則

(名称) 第1条	この会は、宮崎県勤労者共済会（以下「共済会」という）と称する。	(総代会の成立および議決要件) 第12条	総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決権の過半数をもって決定する。
(事務所) 第2条	この会の事務所を宮崎県宮崎市に置く。	(役員会) 第13条	役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項実施の会務を執り行うものとする。
(目的) 第3条	この会は、会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的、文化的地位の向上をはかることを目的とする。	(役員会の開催) 第14条	役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。
(事業) 第4条	この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1. 会員に対する生活や福祉増進に関する活動・情報の提供 2. 九州労働金庫および全労済などの金融・共済事業の利用促進、福祉事業団体の利用促進や普及活動 3. 同じ目的を持つ(一社)宮崎県労働者福祉団体中央会等と連携した事業活動 4. その他、この会の目的達成のために必要な活動	(役員会の成立および議決要件) 第15条	役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、その過半数の議決をもって決定する。
(構成) 第5条	この会は、宮崎県内に居住、または県内の企業等に働く勤労者および勤労者に準ずる者（宮崎県内に居住・勤務しようとする予定者を含む）を会員として構成する。ただし、宮崎県内以外の者についても、共済会加入に関して相当の事由があると役員会が判断した者については、会員とすることができる。	(役員) 第16条	この会に次の役員を置く。 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 事務局長 1名 4. 事務局次長 1名 5. 会計監査 2名
(入会・異動) 第6条	この会への入会手続き、入会後の本人属性の変更があった場合の手続きは次の通りとする。 1. この会に加入するときは、共済会または受付事務の代行を行う労働金庫において、所定の加入申込書に必要事項を記載し労働金庫を通じて共済会事務局に提出し申込むものとする。 2. この会に入会後、氏名・住所・勤務先・雇用形態等に変更が生じた場合は、その内容を事務局に通知するものとする。	(役員の仕事) 第17条	役員の仕事は、次の通りとする。 1. 会長はこの会を代表し業務を統轄する。 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。 3. 事務局長および事務局次長は、会長の命を受け業務の執行に当たる。 4. 会計監査は、年1回帳簿、確証等を精査し業務執行状況を監査する。
(退会) 第7条	この会を退会するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。ただし、死亡、除名の場合は、それと同時に資格を失うものとする。また、会員加入更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会の扱いとする。なお、共済会の会員として、共済会または労働者福祉事業体に対する債務その他の義務がある場合は、これを履行した後でなければならない。	(役員の任期) 第18条	役員の任期は2年とするが、再選は妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
(機関) 第8条	この会に次の機関を設ける。 1. 総代会 2. 役員会	(経費) 第19条	この会の経費は、配当金、寄付金、預金利息およびその他の収入をもってこれに充てる。
(代議員) 第9条	総代会の代議員は、労働金庫営業店エリアの地区単位に会員から1名選出する。なお、代議員の選出方法は別途定めるものとする。	(会費) 第20条	この会の会費は請求しない。
(総代会) 第10条	総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもって次の事項を決定する。 1. 会則の改定 2. 活動方針の策定 3. 予算、決算の承認 4. 役員を選出 5. その他重要事項  なお、第4項役員を選出については、労働団体、労福協、労働福祉事業団体の各代表者ならびに会員の中から総代会の推薦する若干名をもって選出を行う。ただし、労働金庫役員は役員となることができないものとする。	(会計年度) 第21条	この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わるものとする。
(総代会の開催) 第11条	総代会は隔年開催とし、その年の8月までに会長が招集する。	(福祉事業団体利用) 第22条	この会の事業に定める利用については次のとおりとする。 1. 労働金庫の預金・融資等の申込利用にあたっては、金庫所定の手続きに従うものとし、会員の融資申込における共済会承認は不要とする。 2. 全労済の共済利用にあたっては、全労済へ出資し、組合員にならなければならない。なお、セツト共済の掛金は金融機関の口座引落しとする。 3. その他の団体利用にあたっては、各団体の定めにより利用するものとする。
		(施行) この会則は平成15年8月11日から施行する。 平成15年11月17日改定 平成16年9月1日改定 平成21年9月10日改定 (第4条、第6条、第9条、第22条) 平成26年8月28日改定(第6条) 平成30年7月26日改定(第6条)	
		(附則) <総代会代議員選出規定> 本規定は、宮崎県勤労者共済会会則第9条に規定する総代会の選出方法について定めるものとする。 1. 代議員は、候補者の中から、各地区の会員、労働団体、労福協、労働福祉団体の代表者の協議によって選出する。 2. 代議員の任期は2年とするが、再選は妨げないものとする。	

# 鹿児島県勤労者共済会会則

<p>(名称) 第1条 この会は、鹿児島県勤労者共済会（以下「共済会」と称する。</p>	<p>(総代会の成立および議決要件) 第12条 総代会は、代議員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決権の過半数をもって決定する。なお、代議員欠席の場合、総代会の議長へ議決権を含むすべての権限を委任された際は出席に加算する。</p>
<p>(事務所) 第2条 この会の事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。</p>	<p>(役員会) 第13条 役員会は、本会の目的達成と事業遂行および総代会議決事項の会務を執り行うものとする。</p>
<p>(目的) 第3条 この会は、会員のための福利共済活動を通じて、勤労者の経済的、文化的地位向上をはかることを目的とする。</p>	<p>(役員会の開催) 第14条 役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員3分の2以上から請求があったとき、会長が招集する。</p>
<p>(事業) 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1.九州労働金庫加入など労働者福祉事業団体への加入による利用促進、金融機能の利用 2.会員への福祉金融情報の還元 3.教宣活動 4.その他、この会の目的達成のために必要な活動</p>	<p>(役員会の成立および議決要件) 第15条 役員会は役員2分の1以上の出席をもって成立し、その過半数の議決をもって決定する。</p>
<p>(構成) 第5条 この会は、鹿児島県内に居住、または鹿児島県内の企業等に働く勤労者および勤労者に準ずる者（鹿児島県内に居住・勤務しようとする予定者を含む）を会員として構成する。ただし、鹿児島県内以外の者についても、共済会加入に関して相当の事由があると役員会が判断した者については、会員とすることができる。</p>	<p>(役員) 第16条 この会に次の役員をおく。 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 事務局長 1名 4. 幹事 若干名 5. 会計監査 2名</p>
<p>(入会・異動) 第6条 この会への入会手続き、入会後の本人属性の変更があった場合の手続きは次のとおりとする。 1. この会に加入するときは、共済会または受付事務の代行を行う労働金庫において、所定の加入申込書に必要事項を記載し労働金庫を通じて共済会事務局に申込みものとする。 2. この会に入会後、氏名・住所・勤務先・雇用形態等に変更が生じた場合は、その内容を事務局に通知するものとする。</p>	<p>(役員の仕事) 第17条 役員の仕事は、次の通りとする。 1. 会長はこの会を代表し、業務を統轄する。 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。 3. 事務局長は、会長の命を受け業務の遂行に当たる。 4. 幹事は業務運営事項を議決する。 5. 会計監査は、年1回帳簿、預金通帳および領収書等を精査し業務状況を監査する。</p>
<p>(退会) 第7条 この会を退会するときは、その理由を付して事務局に提出するものとする。ただし、死亡、除名の場合は、それと同時に資格を失うものとする。また、会員加入更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会の扱いとする。なお、共済会の会員として、共済会または労働者福祉事業団体に対する債務その他の義務がある場合は、これを履行した後でなければならない。</p>	<p>(役員の仕事) 第18条 役員の仕事は2年とするが、再選は妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは、役員会で補充を行い、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(機関) 第8条 この会に次の機関を設ける。 1. 総代会 2. 役員会</p>	<p>(経費) 第19条 この会の経費は、寄付金をもってこれに充てる。</p>
<p>(代議員) 第9条 総代会の代議員は、九州労働金庫鹿児島県本部営業店エリアの地区単位に会員から1名選出する。なお、代議員の選出方法は別途定めるものとする。</p>	<p>(会費) 第20条 この会の会費は徴求しない。</p>
<p>(総代会) 第10条 総代会は、この会の最高決議機関で、本会の目的達成と事業遂行のため、構成員の総意をもってつぎの事項を決定する。 1. 会則の改定 2. 活動方針の策定 3. 予算、決算の承認 4. 役員を選出 5. その他事項</p> <p>なお、第4項の選出については、労働団体、労福協、労働者福祉事業団体の各代表者ならびに会員の中から総代会の推薦する若干名をもって選出を行う。労働金庫役員は役員となることのできないものとする。</p>	<p>(会計年度) 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌々年3月31日に終わるものとする。</p>
<p>(総代会の開催) 第11条 総代会は隔年開催とし、その年の8月までに会長が招集する。</p>	<p>(労働金庫利用) 第22条 この会の事業に定める九州労働金庫加入による金融機能の利用について次のように定める。 1. 預金・融資等の申込利用にあたっては、金庫所定の手続きに従うものとする。 2. 会員の融資申込における共済会承認は不要とする。</p>
	<p>(改廃) 第23条 この会則の改廃は総代会の議決による。</p>
	<p>(施行) この会の会則は平成16年8月2日から施行する。 平成24年9月6日改定 平成26年9月1日改定 平成28年8月29日改定 平成30年7月10日改定</p>
	<p>(附則) &lt; 総代会と代議員選出規程 &gt; 本規程は鹿児島県勤労者共済会会則第9条に規程する総代会の代議員の選出方法について定めるものとする。 1. 代議員は、候補者の中から、各地区の会員、労働団体、労福協、労働者福祉事業団体の代表者の協議によって選出する。 2. 代議員の仕事は2年とするが、再選は妨げないものとする。</p>